

生物多様性条約第6回実施補助機関会合（SBI6）の結果概要

生物多様性条約第6回実施補助機関会合（SBI6）が、2026年2月16日から19日までの日程で、イタリア共和国・ローマにおいて開催され、我が国から、環境省及び外務省の関係者が参加した。この会合では、COP16で採択された決定等を踏まえた会議文書に基づいて有益な議論が行われ、勧告等が取りまとめられた。

しかしながら、時間的制約により多くの議題で議論が収束せず、予定時間を大幅に超過した。また、途上国等からの参加者の渡航支援のための任意拠出金が不足したために、並行して2つ以上のセッションを行うことに対し、一部の途上国から強い反発があった。このような状況から十分な審議を尽くすことができず、採択された勧告には、一致に達しなかったことを示す括弧が付された文案が多数含まれた。これらの議題については、2026年8月に、ケニア共和国・ナイロビで開催予定の次回補助機関会合（SBI7）及び10月にアルメニア共和国・エレバンで開催予定の生物多様性条約第17回締約国会議（COP17）等（※）を含む、生物多様性条約関連会合において議論が継続される予定。

○会期

2026年2月16日から同年2月19日まで

○会場：国連食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization of the United Nations（イタリア共和国・ローマ））

○生物多様性条約公式ウェブサイト

<https://www.cbd.int/conferences/rome-2026>

（※生物多様性条約第17回締約国会議（CBD-COP17）、カルタヘナ議定書第12回締約国会合（CP-MOP12）及び名古屋議定書第6回締約国会合（NP-MOP6））

1. 生物多様性条約第6回実施補助機関会合（Sixth meeting of the Subsidiary Body on Implementation：SBI6）

SBI6では、COP17において予定されている議論が行われ、合計9件の勧告が採択された。一部の議題については各国の意見の隔たりが大きく、採択された勧告のうち、COP17に向けた勧告案については、一致に達しなかったことを示す括弧が付された文案が残された。

COP16決定に基づき、審議の効率化のため、全ての議題について各国ステートメントの事前提出が奨励された。この試験的な取組は、2025年10月にパナマ共和国・パナマシティで行われた、第27回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA27）での試行を経て導入されたものである。

主な議題の概要は次のとおり。

議題3a：資源動員

COP16決定に基づいてまとめられた資源動員に関する調査報告書の草案について議論され、COP17に向けた勧告案が採択されたものの、複数の部分に括弧が付され、SBI7で引き続き議論されることとなった。

議題3b：資金メカニズム

生物多様性条約第21条3に基づく資金メカニズム第7回有効性レビューの実施要領等につ

いて議論され、COP17 に向けた勧告案が採択されたが、複数の部分に括弧が付され、SBI 7 で引き続き議論されることとなった。

議題 4：計画、モニタリング、報告及びレビュー：生物多様性国家戦略、国内ターゲット、国別報告書の更新

各国の生物多様性国家戦略（NBSAP）の提出・更新、国別目標及び国別報告書の提出状況が報告されるとともに、国別報告書が COP17 で実施予定のグローバル・レビューの土台となるグローバル・レポートの主要な情報源となることが確認された。また、これらの取組を支援する地球環境ファシリティによる貢献が確認される一方、一部の締約国からは資金支援の遅れが指摘された。

議題 6：能力構築、技術上及び科学上の協力

ニーズ・ギャップ分析の実施及び長期戦略枠組みの有効性等に係る独立評価の実施要領等について議論が行われた。議論の結果、ニーズ・ギャップ分析の実施については、資源の可用性を条件に合意されたが、独立評価の実施要領の採択については括弧が付され、COP17 で引き続き議論されることとなった。

議題 8：名古屋議定書第 4 条 4 の文脈の ABS に関する専門的な国際文書

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の配分について定める名古屋議定書第 4 条 4 の扱いについて議論され、COP17 に向けた勧告案が採択されたものの、多くの部分に括弧が付され、COP17 と同時に開催される NP-MOP 6 で引き続き議論されることとなった。

議題 9：条約及び議定書に基づく会議の有効性の更なる向上

会議運営の効率化のための手段について議論が行われ、議題及び決定のプロセスの合理化を各締約国に奨励すること等で一致した。採択された COP17 に向けた勧告案には一部に括弧が付され、COP17 で引き続き議論されることとなった。

議題 10：生物多様性条約事務局の機能性評価

生物多様性条約事務局の機能性評価（ファンクショナル・レビュー）の結果及びそれを受けた事務局の組織改編について議論が行われ、機能性評価の結果に留意し、事務局の組織改編に係る詳細な情報の提供を求めることで一致した。しかしながら、採択された COP17 に向けた勧告案には一部に括弧が付され、COP17 で引き続き議論されることとなった。

（その他の議題）

- 議題 5： ジェンダーに関する行動計画
- 議題 7： 他条約及び国際機関との協力

2. 今後の予定

今後開催される生物多様性条約の補助機関会合、締約国会議等として、次の会合が予定されている。なお、会議の日程や開催場所については変更される可能性がある。

- ・生物多様性条約第 28 回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA28）：2026 年 7 月 27 日から 8 月 1 日まで（開催地：ケニア共和国・ナイロビ）
- ・生物多様性条約第 7 回実施補助機関会合（SBI 7）：2026 年 8 月 4 日から同月 12 日まで（開催地：ケニア共和国・ナイロビ）
- ・生物多様性条約第 17 回締約国会議（COP17）、カルタヘナ議定書第 12 回締約国会合（CP-MOP12）及び名古屋議定書第 6 回締約国会合（NP-MOP 6）：2026 年 10 月 19 日から同月 30 日

(開催地：アルメニア共和国・エレバン)

○今後の生物多様性条約関連会合一覧（生物多様性条約ウェブサイト）

<https://www.cbd.int/doc/lists/events-scbd.pdf>

【参考1】実施補助機関（Subsidiary Body on Implementation：SBI）

第12回生物多様性条約締約国会議の決定に基づき設立された条約の補助機関の一つ。条約の実施や運営に関して、締約国会議（COP）及び他の補助機関に対して助言を行うことを任務とする。

【参考2】環境省「昆明・モンリオール生物多様性枠組」に関するウェブサイト

<https://www.env.go.jp/nature/biodiversity/kmgbf.html>